

電子記録債権の利便性向上に向けた 取組みについて

2020年12月21日

全国銀行協会

〈目次〉

I. DXの必要性と手形・小切手機能の電子化	P. 2
II. 「2025年の崖」と電子インボイス対応	P. 3
III. DXの実現に向けた業務プロセス全体のデジタル化と電子インボイス	P. 4
IV. でんさいの制度設計（手形との比較）	P. 5
V. 電子記録債権の改善点（利用者の声）	P. 6
VI. 手形機能の全面的な電子化を視野に入れたでんさいネットにおける取組み	P. 7
VII. 記録機関変更記録サービス	P. 8
VIII. 手形機能の電子化の全体像	P. 9
IX. オンラインによる推進施策	P.10

I. DXの必要性と手形・小切手機能の電子化

- 新型コロナウイルス感染症のリスクが顕在化する以前においても、**わが国企業をめぐる課題として、「DX」(デジタルトランスフォーメーション)への対応が指摘されてきた。**ウィズコロナ時代を迎え、DXの実現は、ニューノーマルへの適応に向けて必要不可欠な課題
- 書面である手形・小切手を利用した決済手段はデジタル化以前の問題であり、DX推進の一環で解決されるべき課題

DXの必要性

- 2018年9月、経済産業省「デジタルトランスフォーメーションに向けた研究会」は「DXレポート～ITシステム『2025年の崖』の克服とDXの本格的な展開～」を公表し、以下の課題を指摘。
 - ・既存システムが事業部門ごとに構築され、**全社横断的なデータ活用ができなかったり、過剰なカスタマイズなどにより、複雑化・ブラックボックス化していること**
 - ・経営者がDXを望んでも、業務自体の見直しも求められるなか、**現場サイドの抵抗も大きく、いかに実行するかが課題**
- 仮に上記課題の解決ができなかった場合には、2025年以降、**最大12兆円／年の経済損失が生じる可能性を指摘。**

DXレポート 2018年9月7日

DXの定義(IDC Japan株式会社の定義)

企業が外部エコシステム(顧客、市場)の破壊的な変化に対応しつつ、内部エコシステム(組織、文化、従業員)の変革を牽引しながら、**第3のプラットフォーム**(クラウド、モビリティ、ビッグデータ／アナリティクス、ソーシャル技術)を利用して、**新しい製品やサービス・モデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立すること**

DXにおける手形・小切手機能の電子化の位置づけ

- 書面である手形・小切手を利用した決済手段は、デジタル化以前の問題であり、**経済活動全体のDXを推進するに当たり、避けて通れない課題**
- 利用企業のデジタル化はもとより、銀行をはじめとするサービス提供者サイドにおいても手形・小切手機能の電子化による顧客エクスペリエンスの変革を図り、新しい価値を創出する必要があると認識。**でんさいネットは、以下の「3つの新施策」の具体化に着手**(詳細は本検討会第4回会合における全銀協資料をご参照)

① 機能・サービスの改善

- ・中小企業におけるでんさいの実利用(少額手形の移行)推進に向けて、機能・サービスの改善を検討中

② 料金体系のあり方の検討

- ・少額手形の移行メリットを最大化するために、独禁法上の観点に十分留意しながら料金体系のあり方を検討中

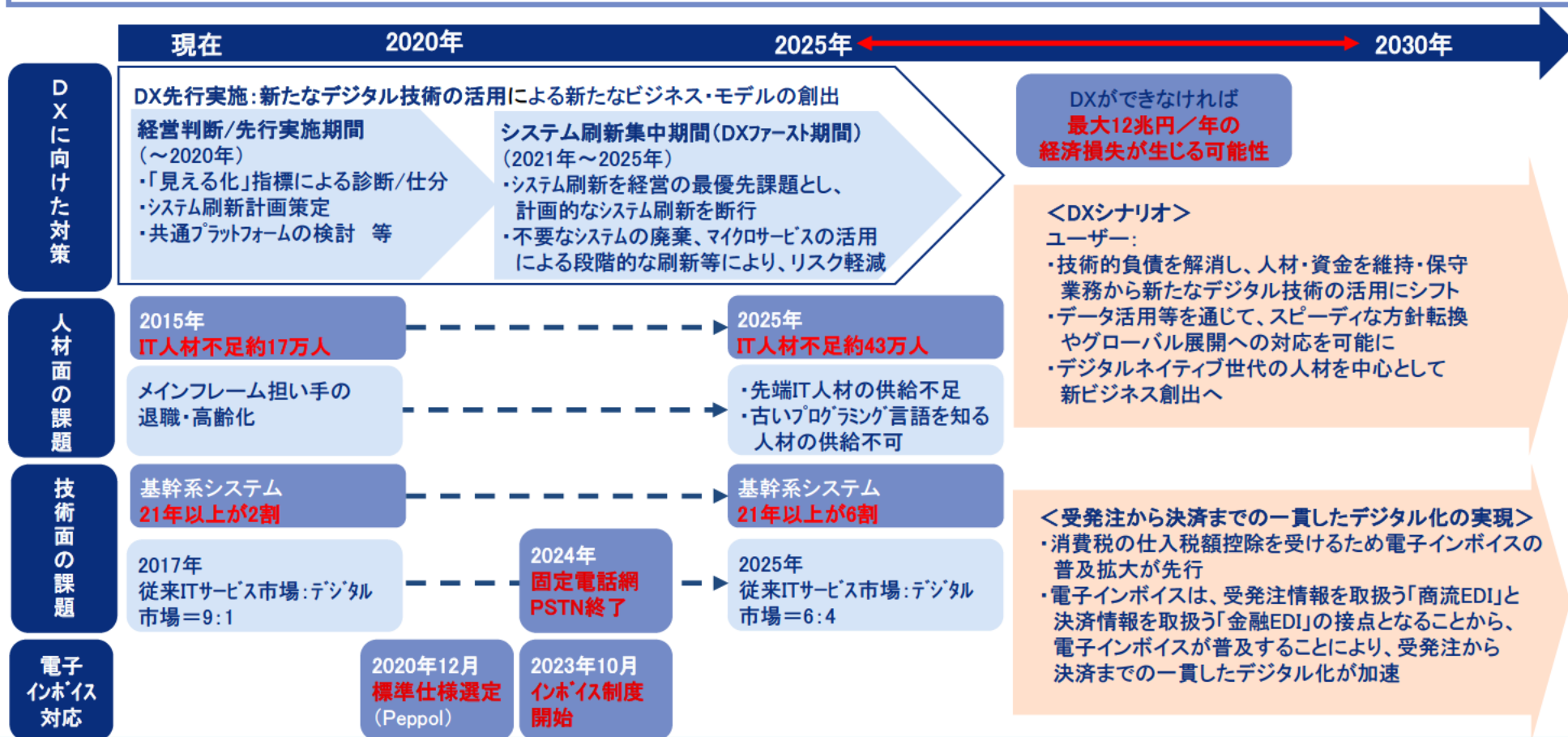
③ 新たな利用チャネルの検討

- ・IBがなくてもでんさいの利用を可能とする新チャネルの構築を検討中

Ⅱ. 「2025年の崖」と電子インボイス対応

- 経済産業省「DXレポート～ITシステム『2025年の崖』の克服とDXの本格的な展開～」で指摘される「2025年の崖」と電子インボイスの実現に向けたタイムラインは以下のとおり。DXの実現に向けて残された時間は少ない。

(全銀協において経済産業省「DXレポート～ITシステム『2025年の崖』の克服とDXの本格的な展開～」を参考に加筆等修正したもの)



Ⅲ. DXの実現に向けた業務プロセス全体のデジタル化と電子インボイス

- 2023年10月に導入されるインボイス制度への対応に当たっては、**インボイスの電子化**(いわゆる「**電子インボイス**」)が**不可欠であり、これによりDXを大きく推進させることが期待される**
- 具体的には、電子インボイスを起点に、見積・受発注から請求・支払(決済)までの商取引におけるあらゆる紙のやり取りが電子化され、業務プロセス全体をデジタル化する動きがより一層加速することが想定される

電子インボイス導入に向けた動き

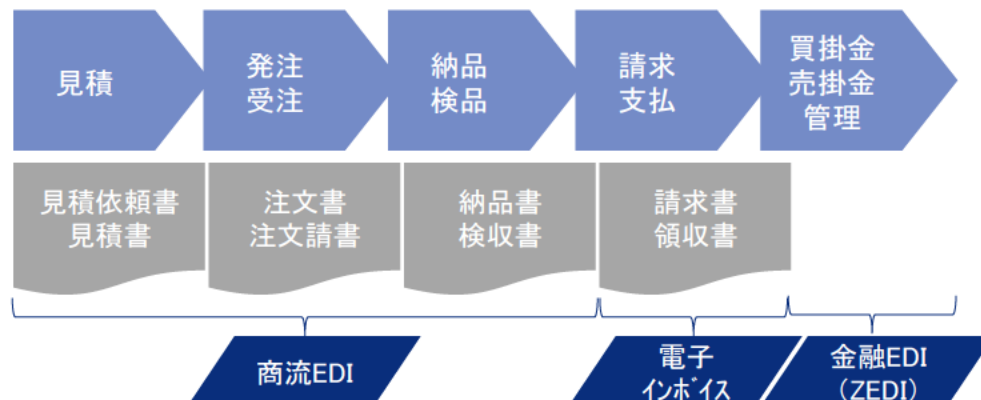
- 2023年10月に導入される適格請求書保存方式(いわゆる「インボイス制度」)は、**原則、免税事業者を除く全ての企業間取引に適用される。**
- 単なる税制改正対応の一つとして対応するのではなく、**業務プロセス全体のデジタル化、すなわちDXの実現に向けた重要な契機として取り組んでいく必要があると認識。**
- 見積・受発注から始まる「商流」と支払を中心とする「決済」の接点である請求書(インボイス)が電子化されることにより、受発注から決済までの一貫したデジタル化の実現に期待大

電子インボイスの普及に向けた「日本標準仕様」策定の決定
2020年12月14日 電子インボイス推進協議会

官民連携で中小・小規模事業者から大企業までのDXを促進
電子インボイスの仕組みを通じて、デジタルの請求書をオンラインで円滑に授受できるようになり、その結果、ペーパーレスでのインボイス制度はもちろん、**業務プロセスの自動化など「デジタル化」につながり、事業者は請求や支払い、記帳や申告といった業務で圧倒的な効率化と正確な処理を実現**することができ、さらにテレワーク促進も期待される

業務プロセス全体のデジタル化

- 中小企業においては、**FAXや電話による受発注**が一般的に行われており、様々な書類が紙媒体で交換されるなど、業務効率化、生産性向上に向けた課題として指摘されてきた。
- 加えて、**月末締め／翌月払いなどの掛取引の商慣習**が一般的に行われており、売掛金の消込作業を複雑化させ、経理業務の生産性向上を妨げる一つの要因となってきた。
- DXの実現に向けて、これら**業務プロセス全体のデジタル化が必要不可欠であり、電子インボイスの導入が重要な契機となり得る**
【一般的な業務プロセスと交換される書類のデジタル化イメージ】



Ⅳ. でんさいの制度設計（手形との比較）

- でんさいでは、中小企業の資金調達の円滑化に最も資する汎用的な利用方法として、基本的に現行の手形と同様の利用方法を採用（「手形的利用」＝事業者が慣れ親しんできた手形を電子記録債権に置き換えることがコンセプト）
- でんさいのメリットは、主に①コスト削減、②事務負担削減、③リスク削減、④資金繰り円滑化の4点

でんさいの制度設計（手形との比較）

- でんさいでは、中小企業の資金調達の円滑化に最も資する汎用的な利用方法として、基本的に手形と同様の利用方法を採用。手形と比較した場合のでんさいのメリットは、主に①コスト削減、②事務負担削減、③リスク削減、④資金繰り円滑化の4点

手形	でんさい
● 必要的記載事項 ・金額、受取人名、振出人の署名等、必要最低限の記載事項 ● 債務者の単独行為による振出 ・手形券面の作成等は、債務者が単独で実施 ● 裏書の担保的機能 ・裏書人は、原則として遡求義務を負う ● 取引停止処分制度 ・6か月に2回の不渡で銀行取引停止処分 ● コスト削減 ・手形/領収書の印紙税（非課税～20万円）、郵送費が必要 ● 事務負担削減 ・手形の作成（記入・押印）、取立依頼等の事務が必要 ● リスク削減 ・紛失、盗難等のリスクあり ● 資金繰り円滑化 ・支払期日の翌営業日以降に資金利用可、分割は不可	● 記録事項 ・記録できる事項を手形と同様の事項に限定（手形と同等の性質） ● 債務者の単独行為による発生 ・債務者単独の手続きによる発生が基本（手形と同様の利用方法） ● 譲渡人の信用補完 ・譲渡時には、原則として譲渡人の保証がセットされる仕組み（手形の裏書担保責任と同等の効果） ● 支払不能処分制度 ・手形の取引停止処分と同等の制度を整備 ● 印紙税、郵送費は不要 ● 左記の事務は不要（Web上で支払情報を入力・承認、支払期日に自動送金） ● モノ（現物）がないため、紛失、盗難等のリスクなし ● 支払期日当日からの資金利用、債権を分割しての資金化が可能

手形との同質性を確保

でんさいのメリット

V. 電子記録債権の改善点（利用者の声）

- 2018年に全銀協が実施した調査では、「電子記録債権の改善すべき点」は「特にない」の回答が最多。それ以外では、「インターフェースの改善」、「手数料の減額」、「法人EBなしでも利用可能にする」等の回答あり
- 上記の「利用者の声」も踏まえ、全面的な電子化を視野に入れつつ、金融界が中心となって取組みを推進

電子記録債権の改善点（利用者の声）

- 2018年に全銀協が実施した調査（注）では、「電子記録債権の改善すべき点」として利用者から以下の回答

（注）第2回「手形・小切手機能の電子化に関する検討会」（2018年3月20日開催）の資料から一部抜粋

① 金融機関から利用者サイドへのヒアリング調査（ヒアリング実施金融機関：25金融機関／対象者：302社）

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
特にない	6	27	5	38
インターフェースの改善（操作性改善、銀行間の画面統一）	2	22	1	25
手数料の減額	0	7	0	7
一括請求・一括支払機能の追加	0	6	0	6
会計システムとの連携	1	3	1	5
法人EBなしでも利用可能にする	1	3	2	5

② 調査委託先（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング）から利用者サイドへのヒアリング調査（対象者：23社）

- 「特にない」の回答が最多。その他、「期日が決められており、もう少し期間を緩くしてほしい」等の回答

「手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書」（2020年12月）の提言

- 「手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書」（2018年12月）では、「全面的な電子化を視野に入れつつ、5年間で全国手形交換枚数の約6割が電子的な方法に移行すること」を中間的な目標として提言。上記の「利用者の声」も踏まえ、金融界が中心となって取組みを推進

VI. 手形機能の全面的な電子化を視野に入れたでんさいネットにおける取組み

- でんさいネットにおいても、手形機能の全面的な電子化を推進すべく、「利用者の声」等を踏まえ、各種取組みを実施
- 具体的には、①「機能・サービスの改善」(手形との機能面の差分の解消)、②「料金体系のあり方」(でんさいへの移行によるコストメリットの享受)、③「新たな利用チャネル」(電子化が困難な利用者への対応)の3施策を検討中

でんさいネットにおける取組み

- でんさいネットにおいても、前頁の「利用者の声」等を踏まえ、手形機能の全面的な電子化を推進すべく、各種取組みを実施
(同社のコールセンターやセミナー等で寄せられた利用者からの要望等も踏まえ、電子債権記録機関として対応可能な事項を施策化)

全面的な電子化を推進するうえでの課題	でんさいネットにおける取組み(対策)
①手形との機能面の差分の解消 ⇒でんさいでは発生日(譲渡日)から支払期日までの期間(最短:7銀行営業日)や債権金額(下限:1万円)に 機能的な制約あり	【機能・サービスの改善】 ・左記期間の短縮、債権金額下限の引下げに向けて、 システム開発等の具体的な検討 に着手
②でんさいへの移行によるコストメリットの享受 ⇒取扱う手形が少額である場合、でんさいへの移行による コストメリットを享受しにくい	【料金体系のあり方の検討】 ・電子化によるコストメリットを享受できるよう、独禁法上の観点に十分留意し、 でんさいネットの料金体系のあり方を検討 (③と併せて検討)
③電子化が困難な利用者への対応 ⇒多くの金融機関において、でんさいの利用に当たりIBを必須としており、ITリテラシー不足・高齢等の理由により IBの導入が困難な中小企業にとってはでんさいを利用しづらい環境	【新たな利用チャネルの検討】 ・ IBがなくてもでんさいの利用を可能とする新チャネルの構築 を検討 ※利用者がでんさいネットに直接記録請求を行い、でんさいネットから利用者に直接通知等を行うスキーム

VII. 記録機関変更記録サービス

- 金融審議会・決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ(WG)報告書の提言・電子記録債権法の改正を受け、2019年度に記録機関変更記録サービスの提供を開始。
- メガバンク系列の電子債権記録機関で発生させた電子記録債権をでんさいネットに移動し、企業が自社の取引金融機関で債権を資金化(割引)するニーズに対応

金融審議会・決済業務等の高度化に関するWG

- 2015年開催の金融審議会・決済業務等の高度化に関するWG(全7回)において、電子記録債権を巡る課題について討議
- 同WG報告書において、以下の点を提言
 - 「主要行が設立した電子債権記録機関で発生させた電子記録債権については、基本的に、金融機関との契約により譲渡先が制限され、当該主要行によるファクタリング・サービスにより資金化を受けることとなっている」
 - 「一方、債権流動化による資金調達の更なる円滑化を通じた利用者利便の向上や、電子記録債権の普及の観点からは、電子債権記録機関にかかわらず、利用企業の取引先銀行で割引を受けられるような環境が提供されることが目指されるべき」
 - 「このため、電子債権記録機関間で電子記録債権を移動させることができるよう…… 所要の制度整備を行うことが適当」

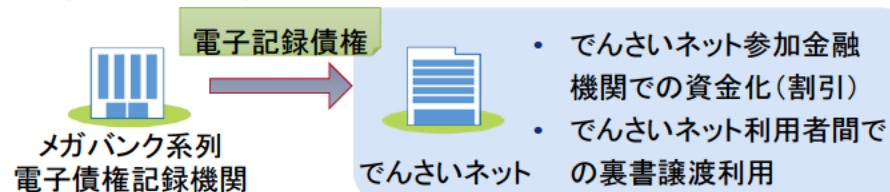
電子記録債権法の改正

- 改正電子記録債権法が2016年5月に可決成立(同年6月公布、2017年4月施行)し、電子債権記録機関間での電子記録債権の移動を可能とする「記録機関変更記録」が新たに制定

記録機関変更記録サービスの提供

- WG報告書の提言および電子記録債権法の改正を受け、メガバンク系列の電子債権記録機関で発生させた電子記録債権をでんさいネットに移動し、納入企業の取引金融機関で資金化(割引)することを可能とする記録機関変更記録サービスを2019年度から提供開始

【記録機関変更記録サービスのイメージ】



Ⅷ. 手形機能の電子化の全体像

- 各電子債権記録機関(メガバンク系列電子債権記録機関・でんさいネット)は、異なる利用者ニーズに対応するサービスをそれぞれ展開
- 中小納入企業(サプライヤー)のでんさいネット利用の拡大に伴い、大企業における電子債権記録機関の併用が浸透

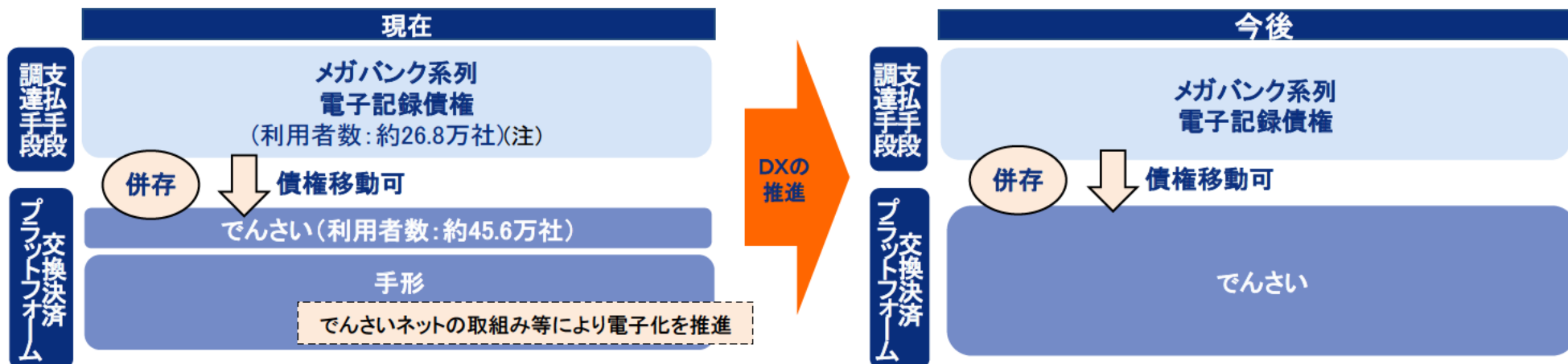
各電子債権記録機関のサービス展開

- 各電子債権記録機関は、異なる利用者ニーズに対応するサービスをそれぞれ展開

	サービスの概要
メガバンク系列 電子債権記録機関	大企業の経理電子化、一括での支払手段 中小企業のノンリコース調達手段
でんさいネット	手形的利用(裏書譲渡利用、全国の金融機関での 割引利用)を前提とした決済サービスとして展開

電子債権記録機関の併用

- 中小納入企業(サプライヤー)のでんさいネット利用の拡大に伴い、メガバンク系列の電子債権記録機関を利用する大企業における、でんさいネットの併用が浸透
- その結果、記録機関変更記録サービスを利用せずとも、債権発生
の当初から、中小納入企業のニーズに応じた電子債権記録機関
の使い分けが実施されている



(注) みずほ電子債権記録、日本電子債権機構、SMBC電子債権記録の利用者数の合算(2020年11月末時点)

IX. オンラインによる推進施策

- コロナ禍を受け、非対面アプローチを主体としたオンラインによる推進施策を確立し、効率的・網羅的な啓蒙活動を展開
- 11月に開催(計4回)した企業向けオンラインセミナーには、計1,516名が参加。1回当たりの参加者数は、昨年度までの集合形式のセミナーを大きく上回っており、多数の潜在的な顧客へのアプローチを実現
- 現在の情勢を好機と捉え、オンラインによる推進施策を用いて、潜在的な顧客に対しさらなるアプローチの強化を図る

企業向けオンラインセミナーの開催(全銀協・でんさいネット)

- でんさいの更なる利用促進に向け、今年度は、「決済・経理業務の電子化に向けた取組み～手形レス・印鑑レス・現物レスを目指して～」をテーマにオンラインセミナーを開催
- 物理的な距離による制約がないことから、多数の潜在的な顧客へのアプローチが実現。これまで、でんさいの利用に抵抗を示していた企業や、様子見をしていた企業の参加が増加

開催実績(7、11月)

	7月(1回)	11月(計4回)
参加者数	468名(定員:500名)	1,516名(定員:2,000名)

今後の開催予定(2021年2月)

日時	2021年2月22日(月)、26日(金)の午前・午後の計4回(約1時間)
主催	でんさいネット、全国銀行協会
対象企業	でんさいの利用検討企業、経理業務の電子化検討企業
後援	中小企業庁、金融庁、経済産業省、日本商工会議所

「でんさいセミナー動画」の制作

- セミナーに参加できない利用者向けに、「でんさいセミナー動画」を制作し、ウェブサイト・YouTubeに掲載(2020年7月)
- 「でんさいの基本的な仕組み」や「企業の導入事例」等を解説

でんさいネットウェブサイトのリニューアル

- 企業のでんさいへの理解を深めるため、ウェブサイトリニューアル予定(2020年12月予定)
- でんさいの契約の有無や理解度に応じたコンテンツを配置することで、閲覧者に対し、でんさいの利用を働きかけ

Web説明会の実施

- これまで、対面で実施していた企業向け説明会や金融機関向け研修をWeb会議ツールにより実施(随時)
 - ①納入企業向け説明会
(取引先のでんさい切替率を高めたい事業者向け)
 - ②社内勉強会
(自社従業員にでんさいへの理解を促進したい事業者向け)
 - ③個別金融機関向け研修
(職員のでんさいの知識を向上させたい金融機関向け)

(ご参考①) FAQ

ご質問	回答
でんさいはどのくらい利用されているのか。	利用者登録数(2020年11月末時点)は 456,307社 。2019年度の発生記録請求件数は約326万件(前年度比+46万件)となり、 利用は順調に拡大 している。
でんさいはどの金融機関で利用することができるか。	銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、農協系統金融機関など、 でんさいネットに参加している全国の金融機関で利用可能 (2020年12月21日現在:499金融機関)
自社が受け取ったでんさいを取引先に譲渡したり、取引金融機関に割引に出したりすることは可能か。	可能 。取引先や金融機関に譲渡記録請求を行うことにより、手形と同様に譲渡や割引が可能。
でんさいの場合、手形の取立のような手続きは必要か。	不要 。支払期日がくると、債務者の口座から債権者の口座へ自動的に送金される。また、手形の場合と異なり、支払期日当日から資金利用が可能。
一部の中小企業において、自社の信用力を示す手段として一定の信用力がある大企業等を振出人とする手形の券面を取引先等に提示する運用がされているが、でんさいにおいても同様の運用は可能か。	現行の仕組みにおいては、①参加金融機関のIB画面上からでんさいの開示情報を出力する方法(利用者がIB上で照会した時点の残高・個別債権単位で表示・でんさいネットの印影なし)、②でんさいネットに対し、残高証明書の発行を請求する方法(過去の特定期間時点の残高・当該利用者が保有するすべてのでんさいの情報を表示・でんさいネットの印影あり)の2通りが可能。
手形からでんさいへの移行によるコストメリットはあるのか。	「手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書」のコスト試算では、下記的前提条件を置いた場合、支払側はコスト削減効果を受けないという試算結果を示したもの。取扱う手形の金額・枚数に応じて、 でんさいへの移行によるコストメリットを享受している利用者は多数存在するものと認識している。 ・取扱う手形の金額:10万円以上100万円以下(印紙代200円) ・取扱量 :月間1枚(年間12枚)

(ご参考①) FAQ (続き)

ご質問	回答
電子債権記録機関は なぜ複数あるのか 。	メガバンク系列の電子債権記録機関とでんさいネットはそれぞれ提供するサービスの内容が異なっており(注)、利用者は各々のニーズに応じて記録機関を使い分け(併用)していると考えられる。 (注)メガバンク系列の電子債権記録機関は一括決済・一括ファクタリング等の代替サービスとして、でんさいネットは手形的利用を前提とした決済サービスとして展開(詳細は「Ⅶ. 記録機関変更記録サービス」(P.8)を参照)。
でんさいネットで発生させた でんさいをメガバンク系列の電子債権記録機関に移動する記録機関変更記録 は必要ないのか。	記録機関変更記録サービスは、金融審議会・決済業務等の高度化に関するWGにおいて提言された「電子債権記録機関にかかわらず、利用企業の取引先銀行で割引を受けられるような環境が提供されることが目指されるべき」とのニーズに対応すべく、提供を開始したもの。 メガバンク系列の電子債権記録機関においては、メガバンクおよび提携する金融機関(一部の地銀・信金等)で電子記録債権の買取が可能となっているが、当該金融機関はすべてでんさいネットの参加金融機関でもあるため、メガバンク系列の電子債権記録機関で発生させた電子記録債権をでんさいネットに移動する記録機関変更記録の提供により、利用者のニーズは満たしていると考えられる。

(ご参考②) 電子記録債権の改善点 (利用者の声)

- 2018年に全銀協が実施した調査においては、「電子記録債権の改善すべき点」として利用者から以下の回答
※いずれも第2回「手形・小切手機能の電子化に関する検討会」(2018年3月20日開催)の資料から抜粋

① 金融機関から利用者サイドへのヒアリング調査(ヒアリング実施金融機関:25金融機関／対象者:302社)

- 本資料4頁に記載の回答のほか、「譲渡の利便性向上」、「割引手続きの簡素化」、「でんさいの用語の簡素化(平易な言葉への見直し等)」、「誤登録等への対応の容易化」等の回答あり

② 調査委託先(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)から利用者サイドへのヒアリング調査(対象者:23社)

- 「電子記録債権の改善すべき点」は「特になし」とする回答が最多。その他、以下のような回答あり

大企業	・期日が決められており、もう少し期間を緩くしてほしい(正月やお盆休みなどの休みが入ってしまうと、期間が非常にタイト)。
中小企業	・ネットを使っていない会社が結構ある(請求書が手書きの会社や年齢層が高めの会社、職人さんの会社等) ・システムを既に入れてしまっているところは、開発が必要なので、そこがネック。
小規模事業者	・でんさいは1件ごとに手数料がかかるため、分けてやる場合はその分手数料がかかることになる。手数料も統合できればよい。



一般社団法人
全国銀行協会